

○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

平成二十七年十二月二十二日条例第七十三号

改正

平成二八年 六月二四日条例第六九号

平成二九年 六月二三日条例第二九号

平成三一年 三月二二日条例第八号

令和 三年一〇月一九日条例第七一号

令和 六年 三月二六日条例第四号

令和 六年一〇月一八日条例第六三号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(利用範囲)

第三条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第一の上欄に掲げる機関(他の条例、規則その他の規程(以下「他の条例等」という。)の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の下欄に掲げる事務
- 二 法別表の上欄に掲げる県の機関のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの(他の条例等の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。)が行う特定個人番号利用事務
- 三 別表第二の上欄に掲げる機関(他の条例等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の中欄に掲げる事務

2 前項第二号に規定する県の機関のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定

めるものは、同号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同号に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものであって当該機関（他の条例等の規定により当該特定個人情報の利用に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が保有するものを利用することができる。

3 第一項第三号に規定する機関は、同号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、別表第二の下欄に掲げる特定個人情報であって同表の上欄に掲げる機関（他の条例等の規定により同表の下欄に掲げる特定個人情報の利用に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が保有するものを利用することができる。

4 前二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第四条 法第十九条第十一号に規定する条例で定める特定個人情報を提供するときは、次の各号に掲げるときとする。

一 法別表の上欄に掲げる県の機関のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの（他の条例等の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この号において「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定める県の機関（当該情報照会者を除き、他の条例等の規定により当該機関が行う特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この号において「情報提供者」という。）に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものの提供を求めた場合において、当該情報提供者が当該特定個人情報を提供するとき。

二 別表第三の第一欄に掲げる機関（他の条例等の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、同表の第三欄に掲げる機関（他の条例等の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この号において「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項各号の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号、第四条及び別表第一の規定、別表第二の三の項から六の項まで及び八の項の規定（療育手帳に係る部分に限る。）並びに同表九の項から十四の項まで及び別表第三の規定は、平成二十九年七月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。（平成二十九年七月規則第四十三号で、同二十九年七月十八日から施行）

附 則（平成二十八年六月二十四日条例第六十九号）

この条例は、群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月二十三日条例第二十九号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十月十九日条例第七十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二十六日条例第四号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和六年十月十八日条例第六十三号）

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。（令和七年六月規則第四十五号で、同七年六月十六日から施行）

別表第一（第三条関係）

機関	事務
一 知事	療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所等において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等に対して特別支援学校への就学のため必要な経費のうち教育委員会が認めたものについて支弁する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。以下「特別支援教育就学奨励費支給事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

機関	事務	特定個人情報
一 知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による療育の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
二 知事	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
三 知事	地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）その他この法律の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは戦傷病

	条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による援護に関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
四 知事	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	戦傷病者特別援護法による援護に関する情報であって規則で定めるもの
五 知事	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	戦傷病者特別援護法による援護に関する情報であって規則で定めるもの
六 知事	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による給付金若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
七 知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）の実施若しくは障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しく

	支給に関する事務であって規則で定めるもの	は特定入所障害児食費等給付費の支給、身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
八 知事又は教育委員会	高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務（以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する情報（以下「高等学校等就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
九 知事又は教育委員会	高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務（以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

別表第三（第四条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 知事	高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	高等学校等就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

二 教育委員会	高等学校等奨学のための 給付金支給事務であって 規則で定めるもの	知事	高等学校等就学支援金関係情報で あって規則で定めるもの
三 知事	高等学校等学び直し支援 金支給事務であって規則 で定めるもの	教育委員会	高等学校等就学支援金関係情報又 は高等学校等学び直し支援金の支 給に関する情報（以下「高等学校 等学び直し支援金関係情報」とい う。）であって規則で定めるもの
四 教育委員会	高等学校等学び直し支援 金支給事務であって規則 で定めるもの	知事	高等学校等就学支援金関係情報又 は高等学校等学び直し支援金関係 情報であって規則で定めるもの
五 教育委員会	特別支援教育就学奨励費 支給事務であって規則で 定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で 定めるもの